

長野市障害福祉計画素案（概要版）

1 計画策定の趣旨及び期間

趣旨

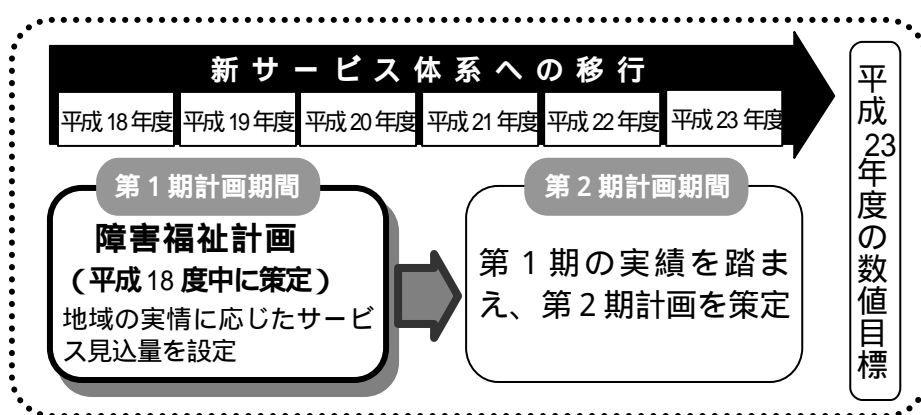
障害福祉施策については、平成15年度以降、支援費制度の導入でサービス量の拡充が図られてきましたが、利用者の入所期間の長期化などにより、施設本来の機能と利用者の実態がかけ離れてしまったこと、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題への対応が求められてきました。また、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活を支えていくために、障害福祉サービスと並んで相談支援体制の整備が重要となってきました。

こうした状況に対応するため障害者自立支援法が平成18年10月に全面施行され、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、サービス提供事業者が障害者自立支援法に定める新たなサービス体系への移行を終了する平成23年度末までの必要な障害福祉サービス、相談支援、生活支援等を計画的に提供するためのサービス量の確保と方策を設定する障害福祉計画の策定が求められました。【障害者自立支援法第88条第1項】

3年を1期として策定する

第1期障害福祉計画は、平成18年度から平成20年度まで3年間の障害福祉サービス等の見込量を定めます。

平成20年度末までに必要な見直しを行ったうえで、平成21年度から平成23年度までを第2期の期間として策定します。



2 基本理念 障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ

- (1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 実施主体の市町村への統一と3障害に係る制度の一元化
- (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備に配慮した計画

3 平成23年度の目標値の設定

障害者等の「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に関し、平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について目標値を設定します。

障害者の入所施設に入所している者のうち、地域生活に移行する者の数値目標

退院可能精神障害者数の減少目標値

障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数値目標

平成 23 年度の目標値

項 目	平成17年度 の状況	平成23年度 の目標値	備 考
施設入所者の地域生活への移行	439人 (施設入所者数)	84人	現在の入所者数の18%以上
退院可能精神障害者の地域生活への移行	1人	37人	長野県全体230人に対し、長野市精神障害者の比率により算出。
福祉施設から一般就労への移行	29人	43人	*

* 福祉施設から一般就労への移行

・ 就労移行支援を受けている者の内、就労移行する者

(平成23年度就労移行支援の定員数)153人 × (平成17年度就労移行率)2.58%
× (国の基本指針により平成17年度就労移行率の4倍を見込む)4倍 = 15人

・ 福祉施設(就労継続支援等から就労者)

((平成17年度授産施設定員数)1,240人 - (平成23年度就労移行支援の定員数)153人)
× (平成17年度就労移行率)2.58% = 28人

・ 平成23年度一般就労への移行者数

15人 + 28人 = 43人

4 各年度の障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込量

平成20年度までの各年度及び平成23年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要な見込量を次のとおりとします。

(平成18年度以降の見込量は、新体系へ移行した数値。)

各年度の障害福祉サービスの見込量		(月間)				
サービス内容	平成17年度 (実績)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	
居宅介護(ホームヘルプ) (自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅の生活全般にわたる介護サービスを行います。)	7,064 時間分	7,878 時間分	8,749 時間分	9,231 時間分	9,844 時間分	
重度訪問介護 (重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。)						
行動援護 (知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。)						
重度障害者等包括支援 (常に介護を必要とする人のなかで介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。)						
短期入所(ショートステイ) (自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。)	592人日分	615人日分	698人日分	768人日分	879人日分	
生活介護 (常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。 *18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。	-	1,320人日分	7,582人日分	8,746人日分	8,906人日分	
療養介護 (病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。 *18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。	-	8人分	8人分	9人分	11人分	
自立訓練(機能訓練) (自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。)	-	1,980人日分	2,055人日分	2,055人日分	2,055人日分	

サービス内容	平成17年度 (実績)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
自立訓練（生活訓練） 〔自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。〕	-	132人日分	2,398人日分	3,448人日分	3,654人日分
就労移行支援 〔就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。〕	236人分	1,232人日分	4,659人日分	3,928人日分	3,494人日分
就労継続支援 〔一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。〕 (雇用型)		0人日分	2,169人日分	2,306人日分	3,014人日分
(非雇用型)		1,628人日分	9,408人日分	10,094人日分	13,313人日分
児童デイサービス 〔障害児に対して、施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。〕	51人分	618人日分	678人日分	717人日分	1,370人日分
共同生活援助（グループホーム） 〔日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者又は精神障害者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の支援を行います。〕	270人分	278人分	366人分	452人分	628人分
共同生活援助（ケアホーム） 〔日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者又は精神障害者に対し、地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護などを行います(基本的に18歳以上の人を対象としています)。〕					
施設入所支援 〔介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。 18歳未満の人は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。〕	439人分	140人分	400人分	460人分	380人分
サービス利用計画作成対象者	90人分	90人分	128人分	134人分	150人分

時間分：1ヶ月間に必要とされるサービス提供時間数

人日分：1ヶ月間に必要とされるサービス提供延べ利用人数

月間見込量：事業者からのヒアリングを基本に、新体系での定員数×22日（施設稼働日数）×障害発生率（3.8%）

居宅介護等：18年度以後は、平成17年度の実績値に障害発生率（3.8%）を乗じて算出

就労支援：平成17年度は通所授産施設利用者数

5 各年度の地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量

地域生活支援事業の実施に関して、平成20年度までの各年度及び平成23年度における必要な見込量を次のとおりとします。

各年度の地域生活支援事業の見込量		(年間)			
サービス内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	
相談支援事業 (障害に応じ、自立した日常生活や社会生活ができるよう、相談に応じ必要な情報提供などを行います。) 12事業所	12事業所	12事業所	16事業所	16事業所	
コミュニケーション支援事業 (聴覚、言語機能、音声機能その他の障害があり、日常生活や社会生活で意思の疎通に問題がある場合に、手話通訳者等の派遣を行います。) 800人	800人	1,000人	1,200人	1,500人	
日常生活用具給付等事業 (重度の身体障害、知的障害、精神障害があり自立した日常生活や社会生活をするため日常生活用具が必要とする場合、一定の日常生活用具の支給又は貸し出しを行います。) 介護・訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排せつ管理支援用具 在宅生活動作補助用具(住宅改修)					
	26件	21件	21件	21件	
	48件	55件	55件	55件	
	87件	86件	86件	86件	
	98件	117件	117件	117件	
	328件	676件	676件	676件	
	16件	16件	16件	16件	
移動支援事業 (屋外での移動が困難な人に、自立した日常生活や社会生活又は社会参加のため外出時の介助などの支援を行います。原則として訪問系のサービス対象者は、除きます。) 55事業所 823人	55事業所 823人	56事業所 1,095人	57事業所 1,145人	60事業所 1,325人	
地域活動支援センター (地域での自立した日常生活や社会生活のため、機能訓練、生活訓練、社会適応訓練や入浴サービスなどの生活支援、相談支援などを行います。) 型(相談支援等) 型(旧デイサービス等) 型(旧小規模授産等)					
	4事業所 80人	5事業所 100人	6事業所 120人	6事業所 120人	
	2事業所 30人	2事業所 30人	2事業所 30人	2事業所 30人	
	-	7事業所 80人	7事業所 80人	10事業所 143人	

サービス内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害児自立サポート 〔障害児の自立を支援するため、食事や排せつなどの生活介護や自主性、社会性の向上のための支援などの外出支援のサービスを行います。〕	585人分	643人分	707人分	939人分
在宅障害者タイムケア 〔自宅で介護を行う人が病気の場合などに、食事や排せつなどの生活介護を時間単位で行います。宿泊を必要としない介護となります。〕				
訪問入浴サービス事業 〔重度の障害者や難病患者の身体の清潔や機能を維持するため、移動入浴車を使用して入浴サービスを行います。〕	15人分	15人分	15人分	15人分
自動車運転免許取得費助成 〔身体障害のある人に対し、自動車運転免許取得に必要とする経費を一定の率で補助を行います。〕	3人分	3人分	3人分	3人分
自動車改造助成 〔身体障害のある人に対し、自動車の改造に必要とする経費を一定の率で補助を行います。〕	12人分	14人分	14人分	14人分

年間見込量：1年間に必要とされるサービス提供量

日常生活用具給付等事業排せつ管理支援用具：平成18年10月に補装具から日常生活用具に変更になったため見込量は半年分

6 サービス確保のために

(1) ケアマネジメントの充実

長野市が従来から独自事業として障害特性に配慮した障害者 ケアマネジメント手法を活用したケアプラン作成をすすめています。ケアプランナー等の資質向上のための人材育成などを図り、障害者等の相談事業の充実に努めます。

(2) 相談支援ネットワークの充実

「長野市障害ふくしネット」を「地域自立支援協議会」と位置付け、地域にある社会資源等の活用を進めるとともに国、県等の関係機関とも連携し、保健、医療、福祉、雇用、教育、生活環境など障害者の生活全般にわたる相談支援ネットワークの充実に努めます。

ケアマネジメント：障害者個々の状況を把握し（アセスメント）、ケアプラン作成、事後評価を実施し、対象の障害者に最適なケアプランを作成する手法。

ケアプランナー：ケアプラン作成のための従事者。